

「京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」に関するQ&A(独自基準関係)

質問No	独自基準項目	質問	回答
1	暴力団の排除	「役員等」の定義は。	介護保険法第70条第2項第6号に規定する「役員等」のことを指します。
2	暴力団の排除	「暴力団員等」の定義は。	京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団員等」のことを指します。
3	暴力団の排除, 人権の尊重に係る措置(共通)	当該基準の内容について, 運営規程に記載する必要はあるか。	従業員への人権研修等の実施をお願いしていますが, 運営規程への記載は必須ではありません。各事業所において判断をお願いします。
4	サービス提供に関する記録の保存年限の延長	「サービス提供に関する記録」とは具体的には何を指すのか。	具体的な記録について, 別添「各サービスにおける保存すべき記録について」に整理しましたので, 御確認をお願いします。
5	サービス提供に関する記録の保存年限の延長	記録の保管は, 電子媒体でも可能か。	磁気ディスクやCD-ROM等の媒体又は書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできたファイルにより保存する方法によって, 電子媒体で保存することが可能です。 ただし, 本人の署名又は押印などについては, 刑事訴訟の際の証拠能力を担保するため, 紙文書で保管しておくことが望ましいと考えます。
6	サービス提供に関する記録の保存年限の延長	「保存年限」の対象期間について, どのように起算すれば良いか。	以下のとおりです。  (例)平成29年6月1日時点における, 「5年」の対象期間 平成24年6月サービス提供分～平成29年5月サービス提供分